

## 東急住宅リース、入居者向け火災保険の新プランを2020年10月よりご提供 ～月額の家賃とともに保険料を徴収、無保険リスクを軽減～

東急住宅リース株式会社（代表取締役社長：三木克志、本社：東京都新宿区）は、当社で賃貸管理を行う一部住宅の入居者向けに火災保険の新プランのご提供を2020年10月1日より開始します。

当社と損害保険ジャパン株式会社が入居者を被保険者とする家財の火災保険契約を締結し、入居者向けの新たなプランとしてご提供します。当社ではこれまでも損害保険ジャパン株式会社の保険取り扱い代理店として、入居者向け個人契約の火災保険を取り扱っており、既存プランについても継続してご提供します。

新プランは賃貸借契約と連動し月額の家賃とともに保険料を当社が毎月徴収するため、入居者が保険加入時に行っていた入金手続きはなくなり、保険料の未払いや更新時の加入漏れによる無保険のリスクを軽減することができます。また、ウェブ上の簡便な手続きのみで加入手続きが完了し、解約手続きも賃貸借契約の解約申請と同時に行えるため、手続きが簡素化されます。

【概要】パンフレットページは[こちら](#)

		新プラン	既存プラン
契約条件	保険契約者	東急住宅リース	借主（入居者）
	プラン選択	パターン販売	原則パターン販売だが個別設計も可
	保険責任期間	4年間	2年間
	保険料収納	当社収納（賃料と合わせて徴収）	保険会社へ直接払い（原則2年一括払い）
補償内容	借家人賠償	2,000万円	3,000万円
	個人賠償	5,000万円	1億円
	家財	200万円	複数パターンの中から保険契約者にて選択
	（家財増額）	※希望者は別途加入	—

なお、2020年10月より当社が管理する賃貸住宅において、ウェブによる賃貸借契約の解約申請を導入し、入居者の利便性向上を図ります。（※一部対象外の物件があります）当社は今後も賃貸管理に関するサービスをワンストップで提供し、更なる商品・サービスの拡大に努めてまいります。

以上

＜本件に関するお問合せ先＞  
 経営戦略本部 経営計画部 広報グループ 秋本・桑原  
 Tel:090-9957-8916 メールアドレス: pr@tokyu-hl.jp